


# 清水船越堤公園整備・管理運営事業者募集事業

## 公募設置等指針

令和5年8月

静岡市都市局都市計画部緑地政策課

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;P-PFI のイメージ&gt;</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">従前</td> <td style="border: 1px solid blue;">民間資金</td> <td style="border: 1px solid red;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #00aaff; color: white;">新制度</td> <td style="border: 1px solid blue;">民間資金</td> <td style="border: 1px dashed blue;">収益を充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid red;">公的資金</td> </tr> </table>	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当			公的資金
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当								
		公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</li> <li>例:カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</li> </ul>									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> </ul>									
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P-PFI の公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>									
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>									
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>									
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>									
<p>設置許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。</li> </ul>									
<p>管理許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。</li> </ul>									
<p>占用許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。</li> </ul>									

※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)より一部引用

- 目次 -

1. 事業概要	
(1) 事業の目的 .....	1
(2) 清水船越堤公園の概要 .....	2
(3) 事業方針.....	9
(4) 事業内容.....	11
(5) 事業区域.....	11
(6) 事業イメージ .....	12
(7) 費用負担及び役割分担 .....	12
(8) 事業の流れ.....	13
(9) 認定の有効期間 .....	13
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	
(1) 公募対象公園施設及び特定公園施設、利便増進施設の提案条件 .....	14
(2) 公募対象公園施設の種類.....	14
(3) 公募対象公園施設の整備に関する条件.....	14
(4) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件 .....	17
(5) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始時期 .....	17
(6) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額.....	18
(7) 特定公園施設の整備について .....	18
(8) 特定公園施設の整備に関する条件 .....	19
(9) 特定公園施設の管理運営に関する事項.....	20
(10) 本市による特定公園施設の整備費用の負担 .....	21
(11) 利便増進施設の設置に関する事項 .....	22
(12) 利便増進施設を設置する場合の占用料.....	22
(13) 樹木及び植栽について.....	22
(14) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	23
3. 公募の実施に関する事項等	
(1) 公募への参加資格 .....	23
(2) 応募条件.....	24
(3) スケジュール .....	24
(4) 公募設置等指針等の配付.....	24
(5) 公募設置等指針等説明会.....	24
(6) 公募設置等指針に対する質問及び回答.....	25
(7) 公募設置等計画等の受付.....	25
(8) 公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定.....	27
(9) 公募設置等予定者の決定.....	29
(10) 公募設置等計画の認定 .....	29
(11) 契約の締結等 .....	30
(12) リスク分担等 .....	30
(13) 法規制等.....	31
(14) 事業破綻時の措置.....	31

〈添付資料〉

参考資料：公園平面図・対象区域図  
既設埋設管位置図  
植栽平面図

## 1. 事業概要

### (1)事業の目的

「清水船越堤公園」は、江戸時代の始めから「農業用ため池」として地域の生活を支えてきた「船越堤(夫婦池)」を中心に、有度山(日本平)東麓の「ふもとの景勝地」として愛されてきた「総合公園」です。静岡鉄道の狐ヶ崎駅や幹線道路である南幹線からのアクセスが良好で、平日はポールウォーキングやペットの散歩、休日は親子連れがアスレチック遊具を楽しみ、各々のライフスタイルを満喫しています。

近年、コロナ禍において「新しい生活様式」が浸透していく中で「緑やオープンスペース」の楽しみ方、使い方が見直され始めています。「清水船越堤公園」もコロナ前の令和元年度とコロナ禍以降の令和3年度の年間来園者数を比較すると16%増加しており、公園に対する利用ニーズが高まっています。

静岡市として、このニーズの高まりに応え、より豊かな公園利用を実現していくためには、行政単独の取組ではなく民間事業者との連携による「清水船越堤公園」の豊かな自然を活かした新たなサービスの提供が必要だと考えています。本事業では、民間事業者と行政の連携手法であるPark-PFIを導入し、ハード、ソフト両面の公園機能を更新して、公園の魅力と価値の向上を図ります。

更に、公園を楽しむ多くのプレイヤーを生み出すことで、その人たちが地域住民や周辺施設と交流し、公園内だけでなく、船越エリア全体の価値の向上を生み出す好循環をつくり、「清水船越堤公園」を「社会課題」や「地域課題」を解決する取組が創出される地域拠点として創造していきます。

数十年後も、市民にとって、地域にとって、有意義な公園であり続けられるように、大きな期待と希望を込めて「清水船越堤公園整備・管理運営事業者募集事業」によるリニューアルを進めます。



## (2)清水船越堤公園の概要

本事業の対象公園である「清水船越堤公園」は、静岡鉄道狐ヶ崎駅及び桜橋駅より南に約3kmに位置しており、桜の名所として親しまれている総合公園です。

「清水船越堤公園」は、昭和9年に区画整理事業にて農業用ため池である「船越堤(夫婦池)」を中心とした小高い山の範囲が公園予定地とされたことが始まりであり、当時、桜の苗木が100本寄附されたことにより、桜の名所となったと言われています。

本格的な公園整備は昭和48年に、旧清水市政50周年の記念事業として事業着手が決まり、昭和59年に一部開園、昭和63年に全エリア開園となりました。計画開始から開園まで半世紀以上の時間を要した市民悲願の公園となっています。

園内は「イベント広場」「ふれあい広場」「中央広場」「トリム広場」「星の広場」のエリアにより構成され、「桜の里」「梅の里」「椿の里」「紅葉の里」などに植樹されている染井吉野や枝垂桜、山桜、梅や椿等の四季折々に咲く植物が見所となっています。

「星の広場」では開園当初から継続して星の観察会が毎月開催されており、地域交流の場となる茶室「清心亭」は定期的に地元のお茶屋による茶会が開催されています。

「せせらぎ小川」はホタルが生息し、「夫婦池」にはヘラブナが放流され、園内全体では野鳥が観察できるなど、様々な自然体験やアクティビティが楽しめる公園です。



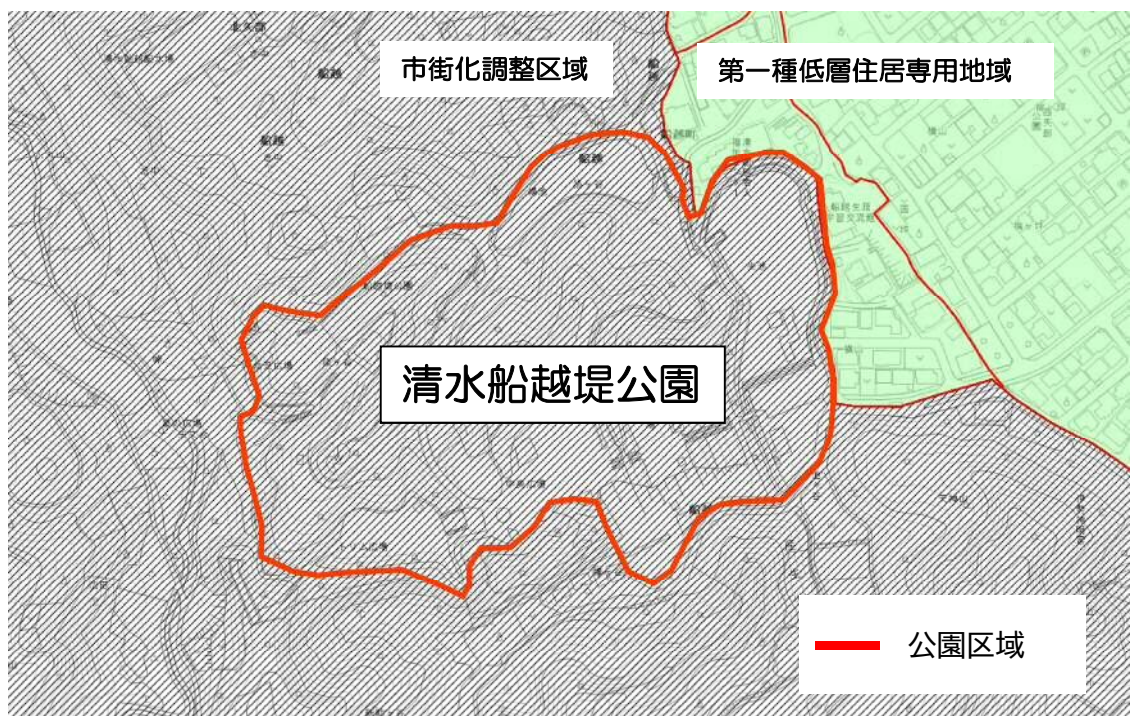
■清水船越堤公園の概要(現況)

項目	内容
名称	清水船越堤公園
所在地	静岡市清水区船越 497
公園種別	総合公園
公園面積	94,000 m <sup>2</sup>
区域区分	市街化調整区域
追加可能建蔽率	1.76%(許容建蔽率2%) ※都市公園法第4条第1項、静岡市都市公園条例第2条の5に基づく建蔽率となります。静岡市都市公園条例第2条の6特例制限は含みません。
追加可能建築面積	1653.9 m <sup>2</sup>
防災公園の位置づけ	広域避難地
駐車場台数	80台
土地所有者	静岡市

■法規制(関連する可能性がある項目を示したものであり、実際の手続きにあたっては精査が必要です)

項目		内容	
法規制	都市計画法	用途地域	該当なし (市街化調整区域)
		高度地区	該当なし (市街化調整区域)
		開発許可	都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第21条第3項で規定する建築物については許可不要です。建築確認時、都市計画法施行規則第60条の「適合証明書」を求める場合は静岡市開発指導課へ申請してください。
	都市公園法	建築用途	都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている公園施設
	建築基準法		用途地域の指定のない区域内の形態規制 容積率:200% 建蔽率:60% 道路斜線:勾配 1.5 隣地斜線:31m+勾配 2.5 日影規制:10m・4m・4h・2.5h
	静岡市風致地区条例		有度山風致地区 第一種 静岡市風致地区条例第2条第2項第1号「都市計画事業の施行として行う行為」の規定により許可不要ですが「風致地区内行為通知書」の提出は必要となります。
	文化財法		埋蔵文化財包蔵地指定外
	急傾斜地法		該当なし
	地すべり等防止法		該当なし
	砂防法		該当なし
	土砂災害防止法		土砂災害警戒区域:該当なし

		土砂災害特別警戒区域:該当なし
	土壌汚染対策法	3,000㎡を超える面積の形質の変更する場合、届出が必要となります。
	静岡県盛り土規制条例	盛土等を行う土地の区域が面積1,000㎡以上又は土量1,000㎡以上の場合は許可が必要となります。
	静岡市屋外広告物条例	第1種特別規制地域
	静岡県県立自然公園条例	県立自然公園普通地域 静岡県県立自然公園条例第29条第1項または施行規則第17条により、届出を要する行為が規定されています。
	静岡市雨水流出抑制対策要綱	市街化調整区域では500㎡以上の敷地に民間施設を設置する場合、静岡市雨水流出抑制対策要綱に従い、雨水流出抑制対策が必要となります。



■インフラの整備状況(詳細はP.14 2.公募対象公園施設等の設置等に係る事項に記載)

項目		内容
インフラ	電気	園内に引込あり
	通信	NTT 園内に引込あり / フリーWi-Fi 等無し
	上水道	園内に引込あり
	下水道	未供用(浄化槽排水)
	都市ガス	園内に引込あり

■トイレの整備状況と仕様(位置の詳細についてはP.11 事業区域に記載)

内容	中央広場	夫池園路沿い	茶室西側	管理棟前
男子小便器	2器	3器	3器	2器



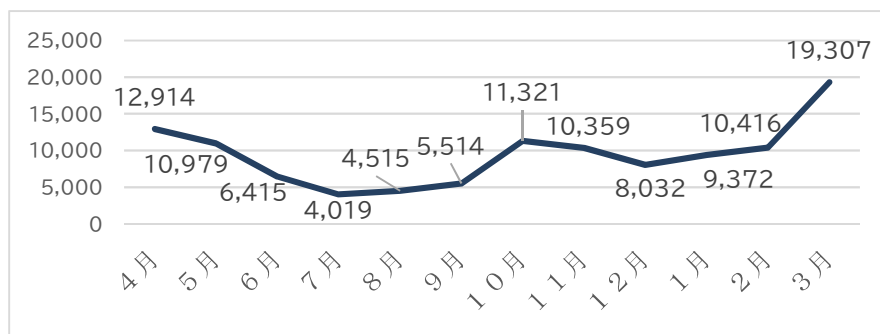
男子大便器	1器	1器	1器	1器
女子便器	2器	3器	2器	3器
多機能トイレ	1器	なし	なし	1器
手洗い	3器	2器	2器	5器
浄化槽	40人槽※1	50人槽※1	50人槽※1	50人槽※1

※1:単独浄化槽

■人口分析等

①昼間人口	7,902 人	徒歩 10 分圏(約 800m)の昼間人口 (R4.12 静岡市統計データより)																																												
②夜間人口	8,073 人	徒歩 10 分圏(約 800m)の夜間人口 (国勢調査 250mメッシュ人口データより)																																												
③子ども人口	10 歳未満 655 人 10 歳代 785 人 計 1,440 人	徒歩 10 分圏(約 800m)の 20 歳 未満人口 (R4.12 静岡市統計データより)																																												
④高齢者人口	2,274 人	徒歩 10 分圏(約 800m)の 65 歳 以上人口 (R4.12 静岡市統計データより)																																												
⑤ 船越学区 人口構成(令 和 5 年 6 月 30 日現在)	<p style="text-align: center;">船越学区 人口構成</p> <p style="text-align: right;">総数:12,464人</p> <table border="1"> <caption>船越学区 人口構成 (単位:人)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0~4歳</td><td>406</td></tr> <tr><td>5~9歳</td><td>508</td></tr> <tr><td>10~14歳</td><td>554</td></tr> <tr><td>15~19歳</td><td>639</td></tr> <tr><td>20~24歳</td><td>529</td></tr> <tr><td>25~29歳</td><td>595</td></tr> <tr><td>30~34歳</td><td>596</td></tr> <tr><td>35~39歳</td><td>628</td></tr> <tr><td>40~44歳</td><td>719</td></tr> <tr><td>45~49歳</td><td>935</td></tr> <tr><td>50~54歳</td><td>1,016</td></tr> <tr><td>55~59歳</td><td>856</td></tr> <tr><td>60~64歳</td><td>706</td></tr> <tr><td>65~69歳</td><td>682</td></tr> <tr><td>70~74歳</td><td>833</td></tr> <tr><td>75~79歳</td><td>858</td></tr> <tr><td>80~84歳</td><td>699</td></tr> <tr><td>85~89歳</td><td>434</td></tr> <tr><td>90~94歳</td><td>213</td></tr> <tr><td>95~99歳</td><td>48</td></tr> <tr><td>100歳以上</td><td>10</td></tr> </tbody> </table> <p>※清水船越堤公園が立地している「船越学区(9自治会にて構成)」の人口構成を示したグラフ</p>		年齢	人数	0~4歳	406	5~9歳	508	10~14歳	554	15~19歳	639	20~24歳	529	25~29歳	595	30~34歳	596	35~39歳	628	40~44歳	719	45~49歳	935	50~54歳	1,016	55~59歳	856	60~64歳	706	65~69歳	682	70~74歳	833	75~79歳	858	80~84歳	699	85~89歳	434	90~94歳	213	95~99歳	48	100歳以上	10
年齢	人数																																													
0~4歳	406																																													
5~9歳	508																																													
10~14歳	554																																													
15~19歳	639																																													
20~24歳	529																																													
25~29歳	595																																													
30~34歳	596																																													
35~39歳	628																																													
40~44歳	719																																													
45~49歳	935																																													
50~54歳	1,016																																													
55~59歳	856																																													
60~64歳	706																																													
65~69歳	682																																													
70~74歳	833																																													
75~79歳	858																																													
80~84歳	699																																													
85~89歳	434																																													
90~94歳	213																																													
95~99歳	48																																													
100歳以上	10																																													
⑥ 公園利用 者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>110,634</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>116,389</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>128,201</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>113,163</td> </tr> </tbody> </table>	年度	年間利用者数(人)	R1	110,634	R2	116,389	R3	128,201	R4	113,163	当該調査は、園内常駐職員が週6回、1日4回、在園者の人数をカウントした合計値となります。																																		
年度	年間利用者数(人)																																													
R1	110,634																																													
R2	116,389																																													
R3	128,201																																													
R4	113,163																																													

⑦令和4年度  
月別利用者数  
推移(人)



⑧令和5年3月  
日別利用者数  
等推移(参考  
として3月分  
を抜粋)

日	天気	来園者数 (人)	駐車台数 (台)	駐車場利用 状況(%)
2023/3/1水	—	—	—	—
2023/3/2木	晴れ	271	118	37
2023/3/3金	曇り	171	105	33
2023/3/4土	晴れ	630	230	72
2023/3/5日	曇りのち雨	297	94	29
2023/3/6月	晴れ	355	122	38
2023/3/7火	晴れ	419	138	43
2023/3/8水	—	—	—	—
2023/3/9木	晴れ	469	175	55
2023/3/10金	晴れ	268	142	44
2023/3/11土	晴れ	741	292	91
2023/3/12日	曇り	997	315	98
2023/3/13月	雨のち曇り	104	71	22
2023/3/14火	晴れ	299	122	38
2023/3/15水	—	—	—	—
2023/3/16木	晴れ	513	198	62
2023/3/17金	晴れのち曇り	354	154	48
2023/3/18土	雨のち曇り	44	37	12
2023/3/19日	曇り	962	331※1	103
2023/3/20月	晴れ	759	318	99
2023/3/21火	曇り	857	408※1	128
2023/3/22水	晴れ	510	193	60
2023/3/23木	雨	108	55	17
2023/3/24金	曇りのち晴れ	475	234	73
2023/3/25土	雨	108	81	25
2023/3/26日	雨	142	55	17
2023/3/27月	曇り	1,120	395※1	123
2023/3/28火	晴れ時々曇り夜雨	1,251	419※1	131
2023/3/29水	晴れ	1,770	426※1	133
2023/3/30木	晴れ	1,632	437※1	137
2023/3/31金	曇りのち晴れ	1,345	419※1	131
合計		19,307	6,084	
月平均		629	224	62

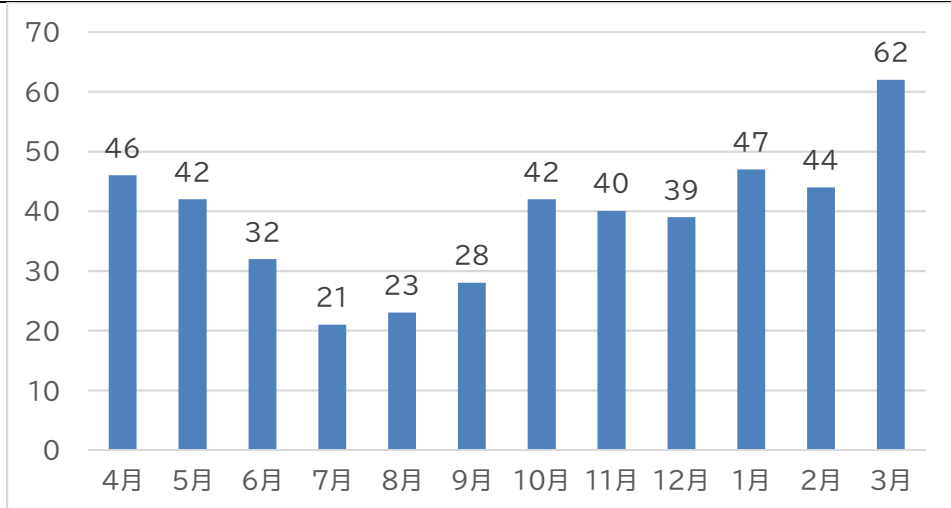
※駐車場利用状況は、園内常駐職員が1日4回、駐車台数をカウントした合計値と320台(駐車場台数80台×4回)の割合としています。

なお、令和4年度内で駐車場利用状況が100%超えた日数は13日となっています。

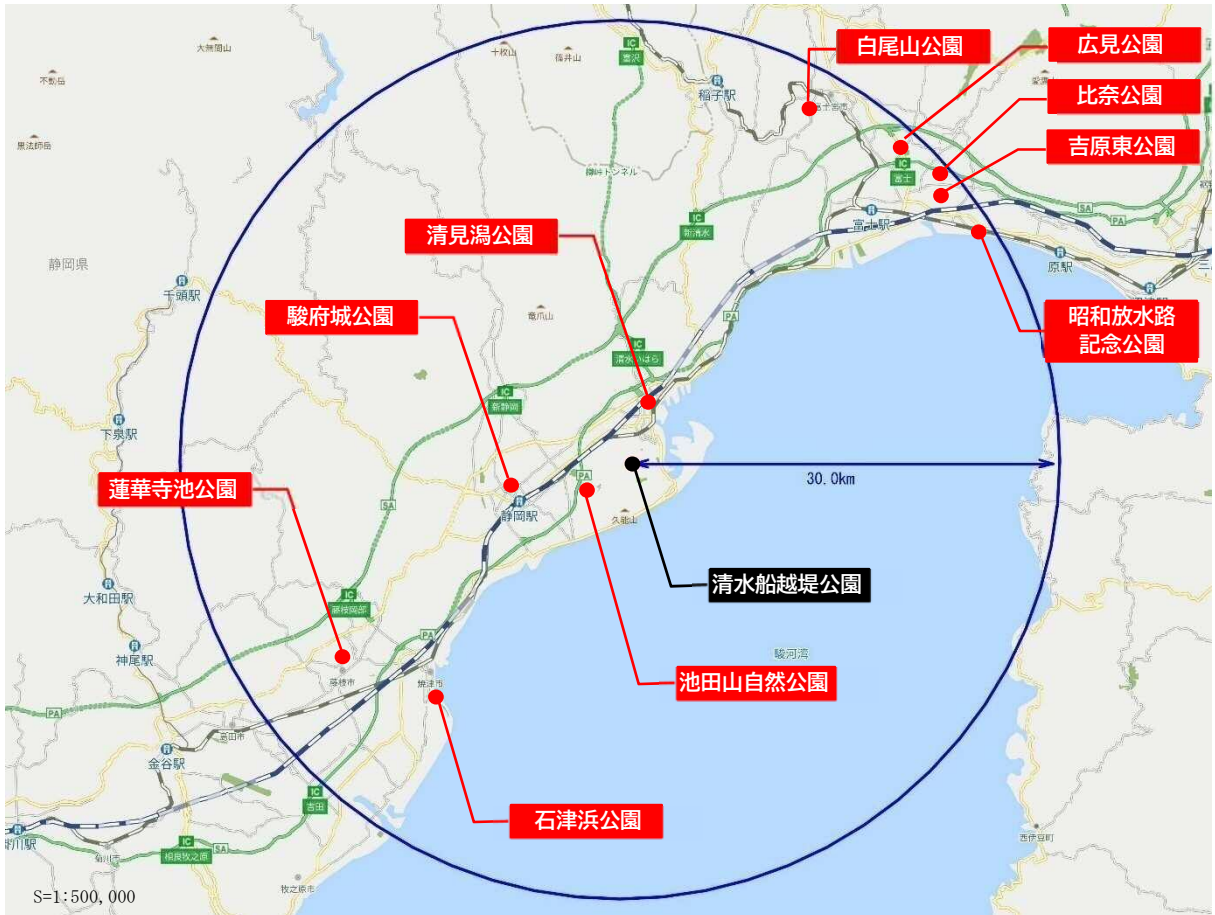
調査未実施日は「—」として表示しています。

※1:規定範囲外の駐車台数を含んだカウント数

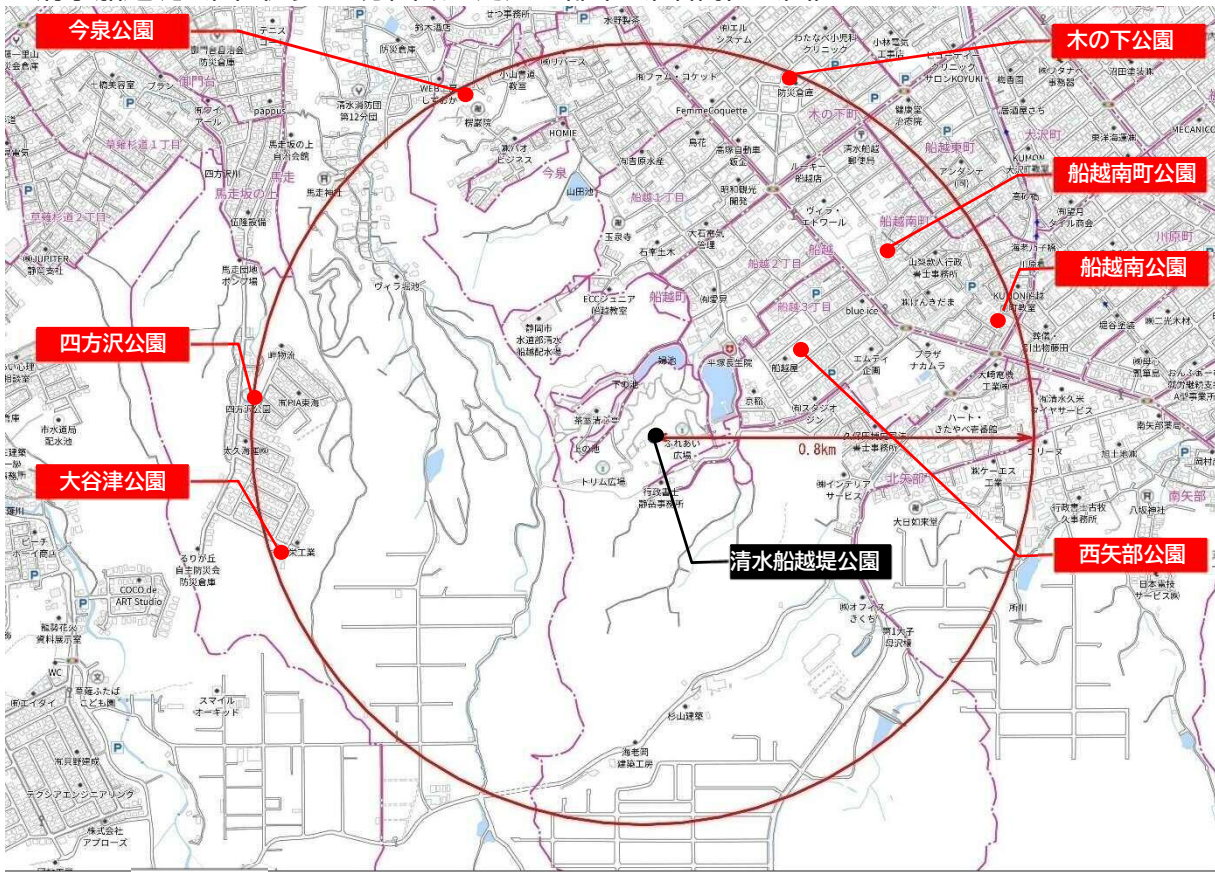
⑨令和4年度  
月別平均駐  
車場利用状  
況推移(%)



■清水船越堤公園 自動車30分圏域と周辺の総合公園



■清水船越堤公園 徒歩10分圏域と周辺の都市公園(街区公園)



### (3)事業方針

本事業の実施にあたっては、事業方針として、次に示す点に留意して整備及び管理運営を行うものとします。当方針は整備当初の「事業コンセプト」を継承しつつ、時代の潮流として「第4次静岡市総合計画」や「静岡市SDGs実施指針」、コロナ禍による生活様式の変化などを踏まえ、整理しています。

#### 事業方針

- ① 日本平「**ふもとの景勝地**」として清水区の美しさが堪能できる心地よいリビングスペースを創造し、**清水区の魅力を再認識**できる**地域拠点**を**形成**します。
- ② **新しい生活様式**における**充実時間**(余暇)を過ごせるように、五感で自然を味わい、**心身が整うアクティビティ**を提供します。
- ③ **公園**と**福祉**や**教育**が連携する周辺地域と一体となった取組を充実させ、**公園を中心としたエリアの価値や魅力の向上**を目指します。

#### 事業方針におけるキーワード

### 風景（継承）

清水の美しい風景を望むことが出来ることも清水船越堤公園の特徴の一つです。市外からの来訪者に、わがまち自慢することも、絶景を独り占めしてゆっくりとした時間を過ごすことも、この公園では実現可能です。また、夜には「星の広場」から**満天の星空**を望めるほか星の世界に誘う「天文台」も兼ね備えています。

<公園から望む風景>

富士山、駿河湾、三保半島、清水のまちなみ、満天の星空



富士山と駿河湾



星の広場



夫池

### 自然（継承）

地域住民の方々に管理されてきた船越堤は「**さくらの名所**」として市民に親しまれた景勝地です。**清水市市政50周年**を契機に「公園」として整備された旧清水市の**シビックプライドの象徴**とされる公園です。当時のコンセプトである「**自然はともだち**」を継承し、ネイチャーフィールドを活かした**自然教育**などが継続して展開されています。

<豊かな自然によるアウトドアアクティビティ>

桜、梅、椿、紅葉など四季折々の花木、「婦池」のヘラブナ釣り、「野鳥」観察、「ホタル」鑑賞



婦池



公園の樹木



自然豊かな公園

## 健康（更新）

清水船越堤公園は有度山山裾の**傾斜のきつい地形**が意外な人気ポイント。自然の地形や広大なスペースを活用しラジオ体操からトレランまで幅広いアクティビティが楽しめます。今回のリニューアルでは「**健康による地域活性化**」というコンセプトを加え「**健康長寿のまち静岡**」を公園から発信していきます。

<展開されているスポーツアクティビティ>

ウォーキング(ポールウォーキング)、ラジオ体操、ハイキング(トレラン)、フィットネス、ヨガ



傾斜のある階段



ウォーキング



広場利用

## 地域連携（更新）

清水船越堤公園は公園自体も非常に魅力的ですが、周辺にも様々な施設や活動団体が存在します。今回のリニューアルでは、地域及び周辺施設と連携して、新たに**船越地区全体の魅力創出**を目指します。連携主体は、公共だけではなく、民間事業者や地縁組織も含め、**公民連携体制**による**社会課題、地域課題**の解決を進めます。

<期待される連携主体>

老人福祉センター、生涯学習交流館、近隣小学校、幼稚園、こども園、お茶事業者(清心亭のお茶会)、地域の民間事業者(フィットネス、ヨガ)



清心亭(茶室)



老人福祉センターと  
生涯学習交流館



船越小学校

### 第4次静岡市総合計画 5大重点政策

政策1	子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進
目指す姿	子どもから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で人生を楽しみながら、自分らしく活躍し、暮らすことができるまちづくり
政策2	アートとスポーツがあふれるまちの推進
目指す姿	「文化芸術」と「スポーツ」の力を活かして、市民の暮らしが豊かになるとともに、国内外の人々が活発に交流するまちづくり

### 静岡市SDGs実施指針

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

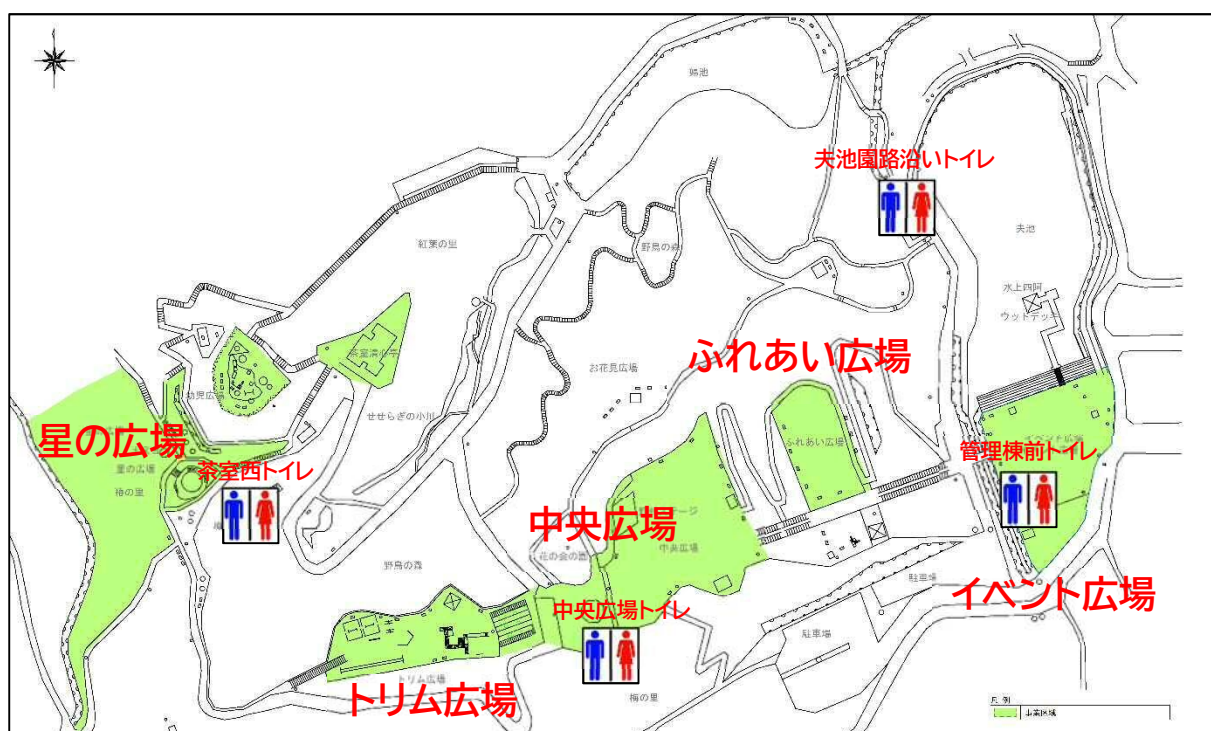


#### (4)事業内容

平成29年の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度(Park-PFI 制度)を活用し、民設民営で飲食店や売店の便益施設(以下「公募対象公園施設」という。)を設置するとともに、事業区域内において駐車場やトイレ等の公園施設(以下「特定公園施設」という。)の整備及び管理運営を行うものとします。

#### (5)事業区域

事業区域は「イベント広場」「ふれあい広場」「中央広場～トリム広場」「星の広場」など下図で示したとおりとします。事業区域以外の場所の整備提案も認めますが、現況を活かした整備とします。今回の整備箇所(公募対象公園施設:飲食店や売店等、特定公園施設:駐車場やトイレ等)については、認定計画提出者が整備後に管理・運営を行います。それ以外の公園区域については、引き続き、静岡市管理とします。



**中央広場～トリム広場** 公園の中心であり、各駐車場からのアプローチが良く、眺望に恵まれていることから来園者が最も集中するエリアです。トイレを含めリニューアルすることで公園全体の利便の増進に寄与します。



**ふれあい広場** 中央広場に隣接したふれあい広場はゲートボールなどの利用を目的に整備されましたが、近年は利用実績が少なくなっています。



**星の広場** 公園の正面口から最も距離があり、園内で最も標高の高い星の広場です。日本平ハイキングコースに繋がっています。



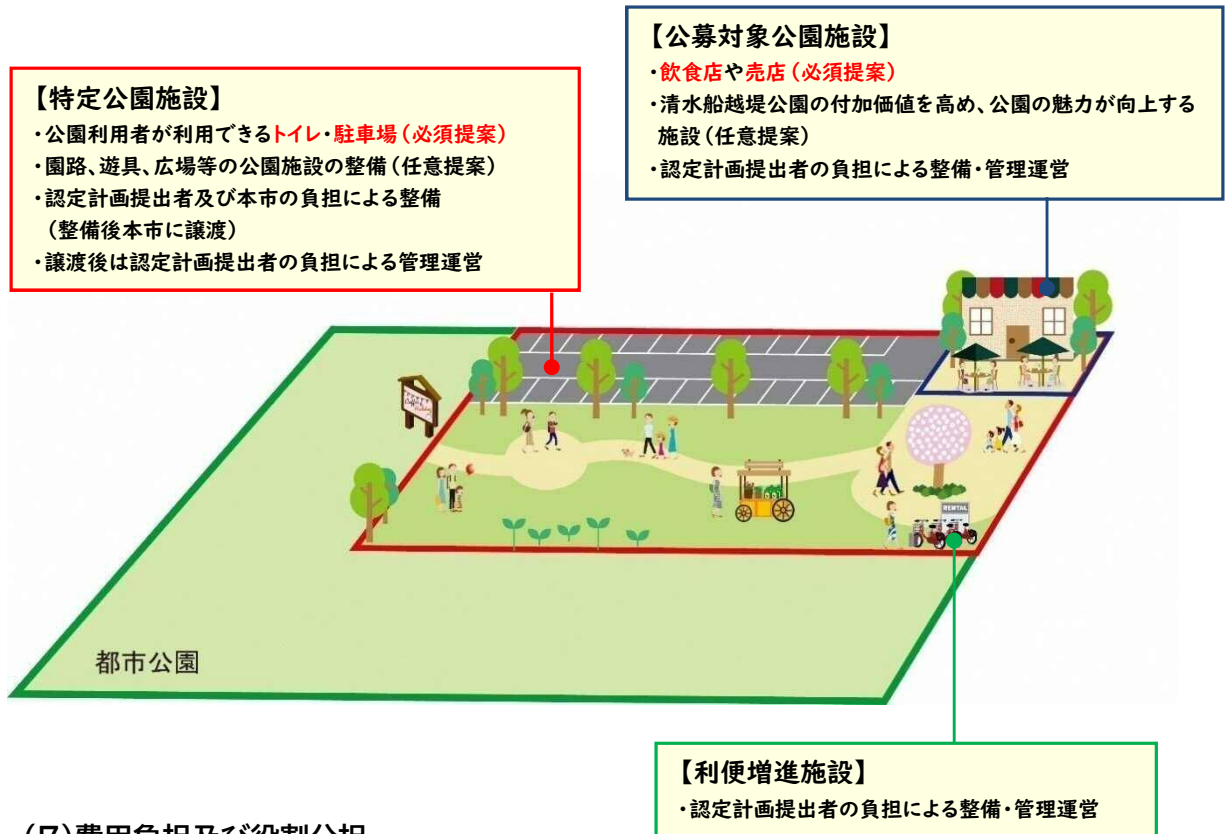
**イベント広場** 公園のエントランス及び管理棟があるイベント広場です。南側スペースは以前、路線バスの転回場でしたが、現在は使用されていません。



## (6)事業イメージ

事業者は、清水船越堤公園において以下の業務を行うものとし、整備には計画・設計・既存施設の撤去を含むものとします。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務(必須提案)
- ② 特定公園施設の整備及び管理運営業務(必須提案)
- ③ 利便増進施設の設置及び管理運営業務(任意提案)



## (7)費用負担及び役割分担

認定計画提出者が行う内容、費用負担及び役割分担表は、以下のとおりとします。

### ■費用負担の役割分担表

項目	公募対象公園施設		利便増進施設	特定公園施設
	飲食店・売店等の公園施設		看板、広告塔	トイレ、駐車場等の公園施設
整備(設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者と本市
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて整備	認定計画提出者が公園占用許可を受けて整備	認定計画提出者が整備した後市へ譲渡 工事中は公園占用許可(使用料は免除)
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園占用許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園施設管理許可を受けて管理運営(使用料は免除)



## (8)事業の流れ

①	○公募設置等予定者の選定(都市公園法第5条の4) 本市では、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。
②	○公募設置等計画の認定(都市公園法第5条の5) 本市では、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。 また、本市では、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。
③	○基本協定の締結 本事業の円滑な実施のため、本事業に関する実施協定を締結するまでの基本的な事項について「基本協定」を締結します。
④	○実施協定の締結 認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務を定めた「実施協定」を締結します。
⑤	○公募対象公園施設の設置、管理運営(都市公園法第5条の7) 認定計画提出者は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設計、整備工事、維持管理及び運営を行います。
⑥	○特定公園施設の設計・建設、市への譲渡 特定公園施設に係る設計及び整備工事は、一旦、認定計画提出者の負担において実施します。整備工事完了後、本市が費用の一部を負担し当該特定公園施設を取得します。
⑦	○特定公園施設の管理運営 特定公園施設の引渡し終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可に係る使用料は、全額免除とします。
⑧	○利便増進施設の設置、管理運営 認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

## (9)認定の有効期間(都市公園法第5条の2第5項)

認定公募設置等計画の有効期間は、公募設置等計画の認定日とは別とし、工事着工日から20年間とします。着工日以前の日程で市と協議して決定することも可能です。

なお、認定の有効期間には、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとします。

設置管理許可の期間は公募対象公園施設の工事着工日から認定公募設置等計画の有効期間終了日までとします。

なお、設置管理許可開始から10年目に認定計画提出者からの申請により設置管理許可を更新するものとします。

▼開始:R5年度←-----→終了:R25年度▼

公募設置等計画の認定	協議	実施協定の締結	協議・設計	工事	営業期間	撤去	事業終了
	基本協定期間		公募設置等計画の認定の有効期間:20年				
			実施協定期間				
			公募対象公園施設の設置 管理許可:10年間	公募対象公園施設の設置 管理許可:10年以内			

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

### (1) 公募対象公園施設及び特定公園施設、利便増進施設の提案条件

公募対象公園施設及び特定公園施設並びに利便増進施設の提案にあたっては、清水船越堤公園の付加価値をさらに高めるために「1. (3) 事業方針」の内容を提案に反映させてください。

### (2) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、**飲食店**もしくは**売店(便益施設)**を**必須施設**とします。提案可能な施設は都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設であって、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。公園施設であることを十分理解し提案をしてください。

清水船越堤公園の魅力が向上し、公園利用者の滞在性、回遊性が向上するような施設を「中央広場」などに整備を検討してください。中央広場から望む富士山や駿河湾の眺望が当公園の最大の特徴です。事業方針におけるキーワード「風景」「自然」を最大限に活かした休憩スペースやアウトドア、スポーツアクティビティがより楽しめる飲食物やサービスの提供を念頭に創意工夫を提案してください。

また清水船越堤公園の付加価値を高め、公園の魅力が向上する施設の**任意提案**にあたっては、当公園の特徴的な地形を活かし「健康」をコンセプトとしたスポーツアクティビティ施設や周辺施設との「地域連携」を促す交流施設などを期待しています。任意提案の施設については、原則、P.11(5)事業区域内に整備するものとします。

### (3) 公募対象公園施設の整備に関する条件

- ① 都市公園は一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、周辺環境や既存施設の立地や配置等に配慮し、公園利用者に対して機能的で安全な導線を確認してください。また、一時的に利用者を限定するサービスの提供や会員登録者のみに行うサービスの提供は認められますが、特定の利用者に限定する施設の設置は認められません。
- ② 公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によるものとします。また、事業区域は「1. (5) 事業区域」における「中央広場」を原則とします。また、設置可能な建築面積の合計の上限は、都市公園法第4条第1項、都市公園法施行令第6条第6項、静岡市都市公園条例第2条の6第1項に従い、都市公園法施行規則第3条の3の規定する施設に限定して、現状の建蔽率「P.3追加可能建蔽率」に建蔽率10%を上乗せした際に認められる建築面積となります。ただし、園内の施設配置や利用状況に配慮した規模で提案をお願いします。

現状の建築面積(㎡)※1	許容可能建築面積(㎡)※2	追加可能建築面積(㎡)
651.72	11,280	約10,628

※1 静岡市都市公園条例第2条の6特例制限を含む

※2  $94,000\text{㎡} \times 12\% = 11,280\text{㎡}$

- ③ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を踏まえ、飲食店または売店は「ZEB Ready」相当の仕様を求めます。
- ④ 公募対象公園施設のデザインや配置計画は、「静岡市景観計画」を踏まえ、周辺環境や公園の景観と調和したものとしてください。室外機や設備機器等施設外部に設置する設備は、極力屋外に露出することのないよう目隠しをする等配慮してください。
- ⑤ 富士山と駿河湾を望む立地を活かした景観の形成に努めてください。特に中央広場、星の広場の視点場(風景、景色を観る場所)における眺望を確保してください。また、施設の設置にあたっては、施設周辺および、他の箇所からの眺望、景観に配慮した施設の配置計画としてください。
- ⑥ 「みどりの基本計画(平成27年度改訂版)」における清水区のみどりの将来像に配慮し、必要となる機能を確保するとともに周辺環境に配慮した景観の形成に努めてください。
- ⑦ 公募対象公園施設は、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- ⑧ 公募対象公園施設は、「建築基準法」、「都市公園法」、「消防法」、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査等必要な手続きは遅滞なく行ってください。
- ⑨ 公募対象公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」「静岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守してください。
- ⑩ 遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省)」を踏まえた提案としてください。
- ⑪ 屋外に設ける施設名称などの看板等については、「静岡市屋外広告物条例」に適合するものとしてください。また、施設の看板等及びネーミングやロゴについてはデザイン性に配慮してください。
- ⑫ 荷捌きスペースやゴミ集積スペースを確保する場合は、施設内及び施設周辺に整備してください。
- ⑬ 施設や夜間照明等の配置については死角や暗がりをつくらぬよう、公園の安全性に配慮してください。また、公募対象公園施設周辺の夜間の利用も考慮し、公園利用者が夜間でも安全に利用できる照度を確保できるようにしてください。ただし、ホタルの生息地であることから、「せせらぎの小川」を照らすことや付近への照明設置は行わないでください。
- ⑭ 公募対象公園施設にはAED(1か所以上)を設置してください。
- ⑮ 公園内は地形上、十分な消火施設が配備されていないため、屋外の火気使用は原則禁止とします。

- ⑩ 施設に必要なインフラ(上下水道、電気、ガス等)は、認定計画提出者の負担にて整備してください。既設引込の容量等に支障がない場合は分岐できるものとしませんが、認定計画提出者がインフラ管理者と直接契約できる場合のみとします。インフラ整備に伴い新たな引き込みを行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が費用を負担してください。引込容量については施設の仕様や規模によって不足することも想定されるため、必ず下表を参考にインフラ管理者と事前協議をしてください。

【参考】中央広場のインフラ整備状況

項目	内容	
インフラ	電気	中央広場へ引込あり ステージ内の分電盤から分岐は可能であるが容量については公園管理者と要協議
	通信(NTT)	中央広場へ引込あり(公衆電話あり)
	上水道	園内のポンプ施設(受水槽3m <sup>3</sup> )にて供給 最大1日6m <sup>3</sup> の給水が可能
	下水道	単独浄化槽にて処理 地下浸透方式にて放流
	都市ガス	園内(イベント広場付近)へ引込があるため延長して使用 プロパンガスの使用も可能

- ⑪ 公募対象公園施設である飲食店、売店等の工事にあたっては、設置許可申請書を提出し、許可を受けてください。また当申請には設計図書、工事工程表を添付し、設計の内容が提案内容と相違する場合には、修正を求める場合があります。
- ⑫ 公募対象公園施設である飲食店、売店等の設置許可を受けた時は認定計画提出者が提案した使用料を本市に支払うものとします。設置許可は工事着手前までに受けるものとし、工事期間中も使用料が発生します。
- ⑬ 営業を終了する場合や許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において、原状回復することを基本とします。ただし、回復内容については本市と協議して決定するものとします。
- ⑭ 公募対象公園施設の工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ⑮ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で通知してください。
- ⑯ 許可を受けた設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は認められませんが、提案趣旨を大きく逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ⑰ 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
- ⑱ 認定計画提出者は工事完了及び社内検査終了後、本市へ完了届を提出し、本市の完了確認を受ける必要があります。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

#### (4)公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- ① 公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとし、
- ② 公募対象公園施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- ③ 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営としてください。
- ④ 本市が行う事業に積極的に協力をし、清水船越堤公園の魅力向上が図られる運営を行なってください。
- ⑤ 現状の開園時間(駐車場利用可能時間:8時30分から21時)に配慮した営業時間として下さい。また、適切な管理運営計画の中で可能な範囲の営業を行ってください。
- ⑥ 営業時の音や振動、照明の照度、及び営業時間については、周辺的环境に配慮してください。
- ⑦ 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営ができる配置体制とし、本市に報告してください。
- ⑧ 公募対象公園施設の運営にあたり、次に該当するものは除きます。
  - ア 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
  - ウ 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
  - エ 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という)及びその利益となる活動を行う者の活動
  - カ 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為
- ⑨ 公募対象公園施設が公園区域内にあることに鑑み、取り扱う商品やサービス、その価格については、適切なものとしてください。また、周辺の商業施設等の営業に支障がないように価格設定やサービス提供に配慮してください。
- ⑩ 施設に必要なインフラ(上下水道、電気、ガス等)施設は、認定計画提出者の負担によって管理・運営を行ってください。
- ⑪ 認定計画提出者は、本事業の趣旨に鑑み、「1.(3)事業方針」の実現に寄与できるようなイベント等を自ら企画・実施してください。
- ⑫ 認定計画提出者は、公募対象公園施設に課せられる公租公課について自ら負担してください。

#### (5)公募対象公園施設の設置又は管理の開始時期

公募対象公園施設の設置許可の開始時期は実施協定締結及び設計内容承諾後の令和5年12月以降を予定しています。

## (6)公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可の面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、本市に支払っていただきます。なお、設置許可の面積には建築物の範囲以外に、オープンテラス等の公募対象公園施設の利用者に利用が限定される屋外面積も含まれるものとし、設置許可の面積の決定にあたっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者から提出していただく最終的な計画を本市が確認決定します。

オープンテラス等の屋外施設について、一般の公園利用者も制約等がなく使用できるものであれば、公園の使用料は免除とします。なお、当該免除にあたっては、公募対象公園施設の営業時間内とする等、一般の公園利用者の使用時間を制限することは認めます。

公募対象公園施設の設置許可使用料単価は以下のとおりとします。

### ■設置許可使用料単価の最低額:44円/m<sup>2</sup>・月 以上

※提案する設置許可使用料単価は、1円単位で提案してください。

※条例改正により条例に定める設置許可使用料が、提案した設置許可使用料を上回った場合は改正後の設置許可使用料単価となります。

※設置許可使用料は、本市が発行する納入通知書により指定する期日までに支払っていただきます。

## (7)特定公園施設の整備について

特定公園施設は、**トイレ**及び**駐車場**を**必須施設**とします。

トイレについては、設置から30年以上経過し、設備が老朽化していることや、コロナ禍以降の衛生観念の変化、令和3年度にトリム広場のアスレチック遊具リニューアルによるファミリー層の利用頻度の増加を踏まえ、中央広場に設置されているトイレを再整備します。

駐車場については、春秋の行楽シーズンに渋滞が発生することや一部の駐車場が車椅子やベビーカーの利用者に対して不便な仕様となっていることから、イベント広場南側の未利用スペースを活用し整備をします。

また任意提案にあたっては、園路、遊具、広場等の公園施設の整備を期待します。任意提案の施設については、原則、P.11(5)事業区域内に整備するものとします。

### ○トイレの整備について

- ① 利用者の利便性が一層向上する特定公園施設として**トイレ**の整備を必須とします。
- ② 中央広場において、下表を最小規模としてトイレを整備してください。

#### 【中央広場トイレの仕様】

内容	今回の仕様	【参考】現状の仕様
男子小便器	2器	2器
男子大便器	2器	1器

女子便器	3器	2器
多機能トイレ	1器	1器
手洗い	3器	3器
浄化槽	合併浄化槽(35人槽)	単独浄化槽(40人槽)
排水方法	地下浸透方式	地下浸透方式

- ③ 中央広場以外の追加整備の提案も認めます。
- ④ 中央広場の利用者属性に鑑み、ファミリー層が使用しやすい良好な衛生環境が保てる仕様としてください。
- ⑤ 特定公園施設として整備した施設は、整備後本市へ譲渡するものとします。施設の引き渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可使用料は全額免除とします。

### ○駐車場の整備について

- ① 利用者の利便性が一層向上する特定公園施設として**駐車場**の整備を必須とします。
- ② イベント広場(南側未利用スペース)において、駐車場**10台**の整備をしてください。ただし、イベント広場及びその周辺において認定計画提出者の裁量で**10台以上**の追加整備の提案も認めます。
- ③ イベント広場以外の場所の整備提案も認めますが、現況を活かした整備とします。
- ④ 駐車場の計画策定において、既存駐車場及び園内施設を変更する場合、公園管理者と協議したうえで、出入口の位置や、入出庫に伴う渋滞や事故等を回避するなど、交通の円滑化と安全性を考慮してください。
- ⑤ 現状の公園利用者属性を鑑み、車椅子やベビーカーの利用者が使いやすい仕様としてください。
- ⑥ イベント広場は臨時駐車場として開放するため、臨時駐車場への動線を確保した駐車場整備としてください。
- ⑦ 特定公園施設として整備した施設は、整備後本市へ譲渡するものとします。施設の引き渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可使用料は全額免除とします。

### (8)特定公園施設の整備に関する条件

- ① 特定公園施設の整備にあたっては、本市やインフラ管理者等と協議したうえで適切に実施してください。
- ② 認定計画提出者は特定公園施設の工事にあたっては、占用許可申請書を提出し、許可を受けてください。また当申請には設計図書、工事工程表を添付し、設計の内容が、提案内容と相違する場合には修正を求める場合があります。
- ③ 特定公園施設(トイレ、駐車場等)の整備に伴う工事エリアは、民間事業者の責任におい

て実施する工事であるため、都市公園法第6条に基づく公園占用許可を受けるものとしませんが、この場合の占用許可使用料については原則として全額免除とします。

- ④ 許可を受けた設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、本市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は認められませんが、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとしします。
- ⑤ 特定公園施設は、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、既存施設の立地や配置等を考慮し、公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- ⑥ 特定公園施設は、「建築基準法」、「都市公園法」、「消防法」、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。また、関係機関等との協議や届出、検査等必要な手続きは遅滞なく行ってください。
- ⑦ 特定公園施設は乳幼児連れへの配慮や車椅子の移動をはじめとしたユニバーサルデザインに配慮し、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」「静岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に配慮し、「静岡市土木業務委託共通仕様書」及び各種基準等に従って設計を行ってください。設計図書の内容が市の仕様や基準に満たないと本市が判断した場合は、本市が認定計画提出者に対し、認定計画提出者に修正を求めます。
- ⑧ 特定公園施設の建設に際しては、「静岡市建設工事共通仕様書」及び工事の施工方法に関する法令及び公的基準等に従って施工してください。
- ⑨ 特定公園施設の設計及び工事の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。
- ⑩ 工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ⑫ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で通知してください。
- ⑬ 認定計画提出者は工事完成及び社内検査終了後、本市へ完成届を提出し、本市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合において、本市に引き渡すものとしします。
- ⑭ 特定公園施設のトイレについては高い開放性を有するため「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第18条第1号の規定により当法を適用除外とします。

## (9)特定公園施設の管理運営に関する事項

- ① 特定公園施設であるトイレ、駐車場等の管理運営にあたっては管理許可申請書を提出し、許可を受けてください。また当申請には管理運営計画を添付し、計画の内容が提案内容と相違する場合には、修正を求める場合があります。
- ② 認定計画提出者は、本事業の趣旨に鑑み、「1.(3)事業方針」の実現に寄与できるようなイベント等を自ら企画・実施してください。
- ③ 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した維持管理・運営としてください。



- ④ 本市が行う事業に積極的に協力をし、清水船越堤公園の魅力向上が図られる運営を行なってください。
- ⑤ 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営ができる配置体制とし、本市に報告してください。
- ⑥ 特定公園施設の運営にあたり、次に該当するものは除きます。
  - ア 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
  - ウ 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
  - エ 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という)及びその利益となる活動を行う者の活動
  - カ 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

#### ○トイレの管理運営について

- ① 現況のトイレの清掃頻度と同等以上の管理としてください。現状(令和4年度実績)は、清掃3回/週の頻度で実施しています。なお、常時、衛生環境が保てるような管理方法を提案してください。
- ② 浄化槽法に従い浄化槽の管理をしてください。現状(令和4年度実績)は、保守点検4回/年、清掃1回/年の頻度で実施しています。
- ③ 清水船越堤公園管理事務所と連携し、適切な管理に努めてください。

#### ○駐車場の管理運営について

- ① 駐車場の管理運営については、公園利用者が利用しやすく、周辺住民に配慮した運営としてください。具体的には、開放時間、イベント時や渋滞時の運営方法について提案してください。
- ② 駐車場の運営について原則無料としてください。有料化を検討したい場合については、市と協議が必要となります。
- ③ 清水船越堤公園管理事務所と連携し、適切な管理に努めてください。

#### (10)本市による特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設や利便増進施設から見込まれる収益と本市からの負担により賄ってください。本市に整備に要する費用の負担を求める場合は、その金額を提案してください。できるだけ本市負担を低減する提案としてください。

静岡市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

■静岡市が負担する費用の上限額：**40,000千円**(消費税及び地方消費税を含む。)

※原則として本市からの負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。また、本市からの負担額は、建設に要する費用に対して9割以内になります。

※本市にて負担する額は、認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳の提出後、本市が金額を精査したうえで、本市と認定計画提出者で協議し決定するものとします。

※特定公園施設の整備に要する費用には、特定公園施設の整備に伴う既存施設等の撤去費用も含まれます。

※本市が負担する額は「官民連携型賑わい拠点創出事業(社会資本整備総合交付金)」の活用を予定としており、負担額算出にあたり、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求めます。

### (11)利便増進施設の設置に関する事項

認定計画提出者は、任意で利便増進施設を次のとおり整備することができます。利便増進施設の設置位置は、事業区域を踏まえ提案してください。

- ① 地域における催し物に関する情報を提供するための看板又は広告塔  
静岡市屋外広告物条例などの規定や基準を満たした場合に限り設置することが可能です。

### (12)利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設の設置にあたっては、都市公園占用許可及び静岡市都市公園条例に定める占用料を本市に納付する必要があります。

#### ■利便増進施設に係る公園占用料 :30円/m<sup>2</sup>・月

※上記の金額となりますが、条例改正により金額が変更となった場合は変更後の金額を納入することになります。

### (13)樹木及び植栽について

- ① 既存の樹木及び植栽の移植について、整備の都合上、必要となった場合に限り、認めます。
- ② やむを得ず、樹木を伐採する場合には、公園管理者等と協議・決定の上、伐根も含めて実施してください。
- ③ 特に桜や梅、紅葉は清水船越堤公園のシンボルとなっているため、移植、伐採が必要と判明した時点で速やかに公園管理者等と協議してください。

## (14)都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

### ① 公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の清掃等に関する事項

公募対象公園施設及び利便増進施設周辺の清掃、植栽管理等における範囲について提案してください。

### ② 清水船越堤公園に係る管理運営

認定計画提出者が行う清水船越堤公園の管理運営範囲は、公園管理者の許可を受けて決定します。

## 3. 公募の実施に関する事項等

### (1)公募への参加資格

#### ① 応募の制限

次に該当する方は応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成員となることもできません。

ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申立てを受けている法人。

イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または清算の手続きに入っている法人。

ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に該当する法人。

エ 応募書類の提出日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 24 年4月1日施行)に基づく入札参加停止の期間がある法人。

オ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。)

カ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。

キ 清水船越堤公園 Park-PFI 事業者選定委員会委員が経営または運営に直接関与している法人。

#### ② 応募者の資格

ア 応募者は法人(以下「応募法人」という)又は法人のグループ(以下「応募グループ」という)に限ります。

イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人(他の法人は構成法人とする。)を定めてください。

ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人(以下「応募法人等」という。)は、直近決算において原則として債務超過でないこととします。

エ 特定公園施設の設計を実施する応募法人又は応募グループの構成法人の内でも少なくとも1者は、以下の要件(「Ⅰ」、「Ⅱ」)の両方を備えることとします。

- I. 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」の登録を受けている、もしくは建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている。
- II. 公園もしくはそれに類する広場等の設計の実績を有している。

オ 特定公園施設の工事を実施する応募法人又は応募グループの構成法人の内でも少なくとも1者は、以下の要件(「Ⅰ」、「Ⅱ」)の両方を備えることとします。

- I. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、「土木工事業」又は「造園工事業」の許可を受けている、もしくは「建築工事業」の許可を受けている。
- II. 公園もしくはそれに類する広場等の工事の実績を有している。

## (2)応募条件

- ① 応募法人は、他の応募グループの構成法人となることはできません。
- ② 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの構成員となることはできません。

## (3)スケジュール

項目	時期
公募設置等指針等の配付	令和5年8月31日(木) 8時30分から 令和5年11月17日(金) 17時まで
公募設置等指針等説明会申込期限	令和5年9月13日(水) 17時まで
公募設置等指針等説明会	令和5年9月14日(木) 13時から
公募設置等指針に対する質問書受付	令和5年9月14日(木) 8時30分から 令和5年10月13日(金) 17時まで
質問書に対する回答	随時
公募設置等計画の受付	令和5年11月13日(月) 8時30分から 令和5年11月17日(金) 17時まで
提案内容プレゼンテーション	令和5年11月下旬予定
選定結果の通知	令和5年11月下旬予定
選定結果の公表	令和5年12月上旬予定

## (4)公募設置等指針等の配付

公募設置等指針等を下記の期間、静岡市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

【掲載期間】 令和5年8月31日(木) ～ 令和5年11月17日(金)

【HPアドレス】 [https://www.city.shizuoka.lg.jp/551\\_000177.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/551_000177.html)

#### (5)公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。なお、説明会に参加いただかなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

##### 【開催日時・場所】

日時:令和5年9月14日(木) 13時より

場所:〒424-0866 静岡市清水区船越497

清水船越堤公園(イベント広場に集合し、現地案内後、質疑応答)

##### 【参加申し込み方法】

説明会に参加希望の場合は、令和5年9月13日(水)17時までに電子メールで様式1「公募設置等指針等説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、お申し込みください。

##### 【申込先】

申込先電子メールアドレス:ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp

メール件名は「公募設置等指針等説明会参加申込書」としてください。

##### 【留意事項】

説明会当日には、本指針は配付しませんので、各自持参してください。

#### (6)公募設置等指針等に対する質問及び回答

公募設置等指針等について質問がある場合は、様式2「質問書」に記載のうえ、下記の期間内に電子メールで送付してください。受け付けた質問に対する回答は、随時静岡市ホームページに掲載します。

##### 【質問受付期間】

令和5年9月14日(木)8時30分から令和5年10月13日(金)17時まで

##### 【受付方法】

受付先電子メールアドレス:ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp

メール件名は「清水船越堤公園質問」としてください。

##### 【回答方法】

質問書に対する回答は、提出された方へメールにて返信するとともに静岡市ホームページに掲載します。

#### (7)公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出して下さい。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

##### 【使用様式】

「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり。

##### 【受付期間】

令和5年11月13日(月)8時30分から令和5年11月17日(金)17時まで

##### 【提出方法】

受付場所へ持参

※事前に静岡市都市局都市計画部緑地政策課まで電話にて連絡後、本市と受付時間を調整の上、持参してください

##### 【受付場所】

静岡市都市局都市計画部緑地政策課公園活用係(静岡市役所新館7階)

##### 【公募設置等計画等作成の注意事項】

- ① 公募設置等計画等の提出は1応募法人(1応募グループ、その他団体)1提案とします。
- ② 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ④ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ⑤ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ⑥ 必要に応じて提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ⑦ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ⑧ 応募申込書、誓約書、委任状、事業体制表、応募制限関連書類、応募資格関連書類は、A4判、片面印刷、左綴じ、応募法人又は応募グループごとに1分冊として提出してください。
- ⑨ 公募設置等計画(様式11～18)は、A4判またはA3判、片面印刷、左綴じとし、ページを付して提出して下さい。
- ⑩ 図面および図表を除き、書体サイズは10.5ポイント以上を基本とし、横書きとしてください。
- ⑪ 出力したすべての書類は、A4判の二穴綴じ紙ファイルにまとめ、A3判の書類は折り込んで提出して下さい。
- ⑫ 提出書類一式をデータ化したものをCD-RまたはDVD-Rにて1部提出してください。

#### ■公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 応募申込書	様式3	1部	1部
2. 誓約書	様式4	1部	1部
3. 委任状(グループにて応募の場合)	様式5	1部	1部
4. 事業体制表	様式6	1部	1部
5. 応募制限関連書類(応募グループにあつては、代表法人は(1)～(7)、構成法人は(1)～(5)について提出)	—	—	—
(1)定款又は寄付行為の写し	—	1部	1部
(2)法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1部	1部
(3)役員名簿	様式7	1部	1部
(4)代表法人、構成法人(テナントも含む)の財務状況表	様式8	1部	1部
(5)過去2年間の法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—	1部	1部
(6)代表法人の財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—	1部	1部
(7)代表法人の事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—	1部	1部
6. 応募資格関係書類(該当する法人について提出)	—	—	—
(1)公園・広場の設計に係る実績を証する書類	様式9	1部	1部
(2)建設コンサルタント登録規程もしくは建築士法に基づく登録を受けている写し	—	1部	1部
(3)公園・広場の工事に係る実績を証する書類	様式10	1部	1部
(4)建設業法に基づく許可の写し	—	1部	1部

7. 公募設置等計画 表紙	様式 11	1 部	15 部
(1)全体計画 ①事業の実施方針 ②事業実施体制 ③施設の整備計画 ④施設の管理運営計画 ⑤事業スケジュール	様式 12	1 部	15 部
(2)公募対象公園施設に関する計画 ①公募対象公園施設の整備又は管理の目的 ②施設概要 ③関連図面	様式 13	1 部	15 部
(3)特定公園施設の整備に関する事項 ①特定公園施設の整備又は管理の目的 ②施設概要 ③特定公園施設に要する費用の負担の方法 ④関連図面	様式 14	1 部	15 部
(4)利便増進施設の整備に関する事項 ①利便増進施設の整備又は管理の目的 ②施設概要 ③関連図面	様式 15	1 部	15 部
(5)施設全般の管理運営に関する計画 ①公園の賑わい向上や集客につながる企画の考え方 ②公募対象公園施設のサービスの提供 ③特定公園施設のサービスの提供 ④行楽シーズンにおける運営計画について ⑤公募対象公園施設、特定公園施設全体の管理計画について ⑥平常時及び災害発生時の安全管理について ⑦リスク管理や事業継続性	様式 16	1 部	15 部
(6)価格提案書	様式 17	1 部	15 部
(7)資金計画及び損益計画	様式 18	1 部	15 部

#### 【応募書類の取扱い】

- ① 応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、設置等予定者の選定結果の公表に必要な場合には、本市は設置等予定者の応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- ② 応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ③ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ④ 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 【プレゼンテーション用資料】

公募設置等計画等を提出された方は、審査において使用するプレゼンテーション用の資料の電子データ(形式:パワーポイント)を提出してください。なお、公募設置等計画等で記載されている内容以外は使用できません。

提出期限については、公募設置等計画等を提出時に応募者に連絡します。

#### (8)公募設置等計画等の評価、設置等予定者の選定

##### 【審査方法】

設置等予定者の選定は、本市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、すべての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施します。

① 第一次審査(資格等の審査)

- ア 応募者が資格等を満たしているかを審査します。
- イ 公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないかを審査します。
- ウ 公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の整備又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを審査します。詳細は以下のとおりです。
- エ 公募設置等計画が本指針で示した目的や場所等と適合していること。
- オ 記載すべき事項が示されていること。

※誤字・脱字・記載誤り・計算誤り等の内容の変更を伴わず提案内容への影響が軽微なもので、事務局の修正・補正要求に応じられるものは、提案書の一部差し替え等の修正を認めます。なお、第一次審査の可否について提案の応募者には、その旨を文書で通知します。

② 第二次審査

第一次審査を通過したすべての提案について、【評価の基準】で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。点数評価を行い、得点の最も高い応募者を設置等予定者候補として選定いたします。得点の最も高い応募者が複数あった場合は、【評価基準】の配点が大きい項目に対する得点の高い応募者を設置等予定者候補として選定します。配点が大きい項目の得点が高点の場合は、次に配点が大きい項目で比較します。

【清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会委員】

提案書の審査は清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会委員が行います。応募者から提出された公募設置等計画等について【評価の基準】に基づき審議を行い、設置等予定者候補及び次点を選定します。

清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会委員の委員は以下のとおりです。

	分野
1	公園、造園に関し優れた識見を有する者
2	建築に関し優れた識見を有する者
3	都市デザイン・ランドスケープデザインに関し優れた識見を有する者
4	子ども、高齢者に関し優れた識見を有する者
5	企業経営に関し優れた識見を有する者
6	清水船越堤公園周辺地域及び清水区に関し優れた識見を有する者
7	官民連携に関し、双方に対する優れた識見を有する者

【清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会の委員等への接触の禁止等】

応募法人等が、提案選定前までに、清水船越堤公園Park-PFI事業者選定委員会委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配付日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

【評価基準】

提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

評価項目	内容	配点
1)事業の実施方針	①設置等指針に示す事業の目的、概要、事業方針等を十分に理解し、それに合致した提案がなされているか。 ②事業全体の進め方が適切であり、事業が確実に実現できるスケジュールになっているか。 ③事業方針を理解した魅力ある業種、業態となっているか。	30
2)事業実施体制	①事業の実施体制が適正であるか。 ②財務の健全性及び応募法人等の役割分担が適正であるか。	20



評価項目	内容	配点
3)施設の整備計画	①本事業における利用対象者を十分理解した公募対象公園施設となっているか。 ②公募対象公園施設が、公園の魅力向上につながるデザイン、仕様となっているか。 ③特定公園施設が周囲との動線や利用者の利便性確保に配慮した計画となっているか。 ④特定公園施設が、公園の魅力向上につながるデザイン、仕様となっているか。	40
4)施設の管理運営計画	①公園の賑わいや集客につながる企画について、実現性のある管理運営計画となっているか。 ②公募対象公園施設のサービスの提供が適切であるか。 ③特定公園施設のサービスの提供が適切であるか。 ④行楽シーズンにおける運営計画が適正か。 ⑤公募対象施設、特定公園施設を最適な状態で維持する管理方針・体制が適正であるか。 ⑥平常時及び災害発生時における安全・安心に配慮した管理計画となっているか。	60
5)事業計画	①持続可能な資金計画・損益計画となっているか。 ②事業撤退に至ると想定されるリスクに対する対応方針が適正か。 ③利便増進施設の事業計画が適切か。 ④事業スケジュールは適切か。	40
6)価額審査	①特定公園施設の建設における本市の負担額をどれだけ軽減しているか。特定公園施設の建設における提案内容の価値が高いか。 ②公募対象公園施設の設置許可使用料をどれだけ増額しているか。	10
合 計		200

#### 【選定結果の通知】

選定結果は、速やかに応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は静岡市ホームページで公表します。

#### (9)公募設置等予定者の決定

選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定又は実施協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

#### (10)公募設置等計画の認定

静岡市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

## (11) 契約の締結等

### ① 基本協定

本事業の円滑な実施のため、本事業に関する実施協定を締結するまでの基本的な事項について「基本協定」を締結します。

### ② 実施協定

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務を定めた「実施協定」を締結します。

### ③ 公募対象公園施設

認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手前に、本市に対して都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可を得る必要があります。

### ④ 特定公園施設建設・譲渡契約・管理許可

特定公園施設の整備に伴う工事エリアについては、工事期間中は都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが、この場合の占用許可使用料については原則として全額免除とします。

特定公園施設の本市への譲渡については、完成検査に合格し、別途譲渡契約を締結した後になります。特定公園施設の建設に係る本市が負担する具体的な金額(譲渡金額)については、認定計画提出者が公募設置等計画に記載した提案額に基づき本市と協議した上で、別途譲渡契約において締結します。

認定計画提出者は、特定公園施設の引渡しが終了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可を受け、認定計画提出者の負担において管理運営を行うこととなります。なお、特定公園施設に関する管理許可に係る公園使用料は、免除とします。

### ⑤ 利便増進施設の占用許可

利便増進施設を設置する場合、設置工事着手前までに都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けてください。

## (12) リスク分担等

### ① リスク分担

公募対象公園施設等の整備・管理運営における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決するものとします。

リスクの種類	内 容	負 担 者		
		静岡市	認定計画提出者	
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	○	—	
	その他の法令変更	—	○	
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合	—	○	
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	公募対象公園施設・利便増進施設の建設・維持管理・運営	—	○
		特定公園施設の建設	—	○
金利	設置等予定者決定後の金利変動	公募対象公園施設・利便増進施設の建設・維持管理・運営	—	○
		特定公園施設の建設	—	○
不可抗力(引渡前)※1	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	公募対象公園施設・利便増進施設	—	○
		特定公園施設	協議事項	
資金調達	必要な資金調達	—	○	

事業の中止・延期	静岡市の責任による中止・延期	○	－
	認定計画提出者の責任による中止・延期	－	○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻	－	○
申請コスト	各申請費用の負担	－	○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担	－	○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減	－	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	－	○
運営費の増大	静岡市の責任による運営費の増大	○	－
	静岡市以外の要因による運営費の増大	－	○
施設の修繕等 (公募対象公園施設・利便増進施設)	施設、機器等の損傷	－	○
施設の修繕等 (特定公園施設(引渡後))	施設、機器等の損傷	○	※2
債務不履行	静岡市の協定内容の不履行	○	－
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履	－	○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの	－	○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	－	○
	施設管理上の瑕疵による事項	－	○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項	－	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに 火災等の事故による臨時休業等に伴うリスク	－	○

※1 自然災害(台風、地震等)等不可抗力への対応とします。

※2 認定公募設置等計画において認定計画提出者が自ら負担すると提案した範囲

- ア 公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合は、静岡市が認定計画提出者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。
- イ 当公園は指定緊急避難場所であり、災害等発生時において災害対応のために必要な場合、静岡市は認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。
- ウ 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、静岡市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

### (13)法規制等

公募設置等計画の内容及び事業の実施にあたっては各種関係法令を遵守し、指針及び仕様書等については最新版を採用し、定めのない場合は本市との協議のうえ適切に実施してください。

都市計画法及び建築基準法に基づく規制があります。許可手続き(手続き期間を含む)は、静岡市役所のホームページで確認してください。建築物については、建築基準法及び関連法令を遵守してください。

### (14)事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者へ事業を承継するか、認定計画提出者の負担により、公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画者へ請求します。

問合せ先

担 当：静岡市都市局都市計画部緑地政策課 公園活用係 担当：山崎

所在地：〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電 話：054-221-1107

FAX：054-221-1294

E-mail：ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp